

令和 8 年度 第 5 回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和 8 年 8 月 10 日 午後 1 時 30 分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第16号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）

5. そ の 他

【報告事項】 非農地判断について

6. 出席委員

農業委員

1 番 本田 和登	2 番 奥村 恭代	3 番 本田真由美
4 番 上田 一之	5 番 坂本 秀孝	6 番 井本久美子
7 番 外村 和彦	9 番 永野 健一	1 1 番 緒方 知治
1 2 番 田端 孝士	1 3 番 赤星 龍己	1 4 番 岡本 篤幸

農地利用最適化推進委員

井上 聖	田上 安幸	亀澤 英治	井上 誠也	後藤 孝一
草場竜一郎	本田 廣正	緒方 満之	上村敦之	

7. 欠席委員

農業委員

8 番 野口 拓哉	1 0 番 井芹 康雄
-----------	-------------

農地利用最適化推進委員

田上 菊夫

8. 議事録署名人

6 番 井本久美子

7 番 外村 和彦

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。定刻前ですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は12名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和8年度第5回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。さきの熊本地震では皆さんそれぞれ被害がない方はなかったと思いますが、大変な地震だったと思います。我々農業に携わるものとしても農地の被害等が出ているように聞いております。これから復興に向けて頑張っていかなければいけません、冒頭、地震に対するお見舞いを申し上げたいと思います。

先日、会長、職務代理者、事務局長会議がテルサのほうで行われました。その日の夕方は地震にあったところでございます。その会議の中でぜひ皆さんにお伝えしたいことが何件かありましたので、それを簡単にお知らせしながら、冒頭の御挨拶に代えさせていただきたいと思います。

まず大きい1点は、大区画化等加速化支援事業といいまして、これが令和5年から令和11年まで取り組まれますが、これは農地の畦畔除去とか、暗渠排水とか、あるいは客土を通して農地を拡大すれば、それに対する支援をしてまいりますという内容になっております。10アール当たりの支援単価まで非常に高いという事で、ぜひ区画を拡大してやりたいと思われる方は事務局などにお問合せ願えればと思います。

それからもう一つは、地域計画のブラッシュアップです。これは国のほうで取り組んでいる事業ですが、なかなか思うように進まないことがありまして、くまもと3R e運動ということで、今、展開をされているところです。3R eのRは「R e」と書きます。英語で言うと「R e a l i z e」といって、お互いこんな情報を持って活動しましょうとか、そういう意味で私は受け取っております。

3 R e だから三つあります。一つは、私たち農業委員、最適化推進委員は、それぞれ農家を回りますので、年間30戸以上を回って活動していきましょうという内容です。それからもう一つは、農業者年金の普及活動で、これも年間3人はターゲットを絞って回ってください。勧誘までできれば一番最適と言われるんですけど、それも3人です。それからもう一つは、先ほど係長が申しましたが、全国農業新聞も3人を勧誘してくださいという内容で、3 R e 運動ということで展開をされております。

それと、先ほど冒頭でありましたように、今回の総会の中で六つの町村が購読100%ということで表彰を受けております。和水町、嘉島町、南小国町、玉東町、合志町、それと、甲佐町の六つの農業委員会が購読100%ということで表彰を受けております。そのお礼が今皆さんの手元にあると思いますが、ポカリスエットと塩飴とか何かを配っているところです。これがこの中にそれが入っていたということで、今、お配りをしております。それが二つ目ですね。

それともう一つは私たちが毎月活動しております農地利用最適化交付金ですね。これがランクによって手当が違います。甲佐町の場合は平均が8.48となっておりますので、上から2番目のランクになっております。8,500円から9,500円の間の手当をもらえます。8日以上になればですね。しかし、それが10日以上ということになると、またランクが上がりまして、1万4,000円から1万5,000円になります。非常に大きい額になります。これがマックスのランクです。したがって、ぜひ日頃の活動を10日以上していただきますと、皆さんの手当も当然それにつれて増えてまいりますので、ぜひこれはそういうことで頑張ってくださいと思います。

前回、農業委員会から来てレクチャーを受けたときも、甲佐町は先ほど言いました8.48で上から2番目。それから、嘉島町は一番上のランク、10日以上活動をしていますので、一番上の手当をもらっております。1万4,000円から1万5,000円ですね。それを集計して甲佐町では割り戻して、皆さんに手当を払っている、こういう現状でありますので、ぜひ10日以上になるように活動していただければと思います。

それから、これはおとといの新聞だったと思いますが、食料自給率が38%から37%になりましたという記事があったと思います。1%下がっております。1%下がったということは非常に大きな問題だと思います。上がるどころか下がっていく。そのときの日本のお米の状況とかですね。お米の価格が3万以上になったことで消費が鈍ったことで、外国からお米を輸入した状況で書いておりましたけど、なかなか自給率が上がらない。

国もぜひ自給率が上がるように活動していかなければなりません、直接支払交付金が米、麦、大豆に支払われております。麦、大豆の消費量は国内需給量の約10%ぐらいしか自給率がありません。そのほかは全て外国から輸入しておりますので、

そういうことが響きましてそういう状況になっていると思いますが、一つは直接支払交付金の単価をもう少し国には上げていただきたいなど。先進国の中では日本は最低と言っていいぐらいの低い手当しかありませんので、国はもう少しその点を考えながら、交付金の手当を上げていただくように国にはお願いをしていきたいと思っております。

今日は3条、それから中間管理関係、あと、この前、非農地の現地確認をしておりますので、その報告。その後、今度行います利用状況調査の会議が予定されておりますので、時間はかからないと思いますので、御協力お願いしながら、この前の会議も含めて、簡単ではありますが御報告さしあげたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会 長 本日は、6番委員の井本久美子委員と7番委員の外村和彦委員にお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長にお願いします。

会 長 それでは、早速、議事に入ります。

議案第16号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いします。

議案第16号、農地法第3条許可申請書審議について、農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものです。

令和8年8月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは、早速、審議に入りたいと思います。

2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。

では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
事務局 それでは、説明いたします。

3 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに甲佐小学校がございまして、申請地は甲佐小学校から東へ約320メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 それでは、続きまして、9 番委員の永野委員から農地の耕作賃借権設定（10年）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○ 9 番 9 番委員の永野です。

今回の申請は、相手方が申請人に農地の賃借について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。2 番委員の奥村委員から説明をお願いします。

○ 2 番 2 番委員の奥村です。

先月の7月27日に岡本会長と4 番委員の上田委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字豊内に1筆あります。

申請地の地目は田ですが、申請地には、観賞用トウモロコシの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま2 番委員の奥村委員から現地調査の報告、また、9 番委員の永野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見もないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、次に、番号2番について審議したいと思います。

9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番

9番委員の永野です。

では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。

4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに日和瀬橋がございまして、今回の申請地は日和瀬橋から2.3キロメートル圏内に8筆、このように点在しております。

場所の説明は以上です。

会 長

続きまして、9番委員の永野委員から、農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○9番

9番委員の永野です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、承認を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っております。4番委員の上田委員から説明をお願いします。

○4番

4番委員の上田です。

先月の7月27日に岡本会長と2番委員の奥村委員と事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字東寒野に8筆あります。

申請地には花木、栗の栽培を計画されておりますが、当面は保全管理をされる予定です。周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま4番委員の上田委員から現地調査の報告。また、9番委員の永野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問はないようでございます。

それでは、採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、5ページをお願いします。

議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和8年8月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の6ページをお願いします。

甲農第813号、令和8年7月23日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について(諮問)。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので、諮問いたします。今回の計画につきましては、令和8年10月1日貸付け開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が15筆の1万6,390平米、畑が6筆の7,889平米となります。

委員の皆様には審議していただくのは新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

会 長 それでは、7ページをお願いします。

議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について審議いたします。

番号1番から番号6番までは相手方が同一のため一緒に審議したいと思います
が、この相手方（譲受人）は、5番委員の坂本委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当
しますので、番号1番から番号6番の審議が終わるまで、坂本委員は退席をお願い
します。

（坂本委員退室）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の
種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

9ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋、森川健康堂がございまして、
申請番号1番の申請地がこちらで、2番がこちらにございます。3番がちょうど五
差路のところですよ。4番、5番、6番がこのように密集しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番から6番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされてい
ます。今回の申請地にも、米、麦、大豆の作付を計画されておまして、集積後は
効率よく利用できると思われまして。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員。

推進委員

6番の物件です。これは法人のときに借受けをしようということでやったんです
けど、抵当権の問題で法人では借りなかった場所なんですよ。それから何年かた
ってますので、その件の問題はなかったんでしょうかということを確認します。

会 長

事務局、回答いいですか。

事務局

抵当権ですよ。

推進委員

はい。

事務局

一旦申し訳ございません、確認します。

推進委員

前にいたホンダさんからできないと言われたんですよ。だから、闇で作っていま
した。法人で。

会 長

抵当が入ったということ。

推進委員 抵当権があるけん、要するに登録変更できないということで、法人はそのときに登録しなかったんですよ。

会 長 登録を闇でしていたということ。

推進委員 そうです。だから、要するに役場からつくってちょうだいと言われたから、法人のほうでつくってたんですよ。荒れないように管理を法人でやってみました。今まで。

事務局 抵当権が入っているか入っていないか、申し訳ございません、一旦登記簿をもう一度確認したいと思うんですけども、まず抵当権が入っているから貸し借りができないというのはないんですね。

推進委員 いや、それ言われたよ。前のホンダさん。

事務局 変わったんです。中間管理機構として貸し借りの方法が変わりまして、抵当権が入っていても、それでも借りるという場合はちゃんと……

推進委員 それはいつ変わったの。

事務局 最近、法改正が……

推進委員 だから、私は古い話をしてるからね。

事務局 変わったので、3月で変わったんですけど、今年の4月から変わったかと思えます。去年は文書で承諾書をもらうことになっていたんですけども、4月からは口頭で確認をして、オーケーをもらえればいいということになっております。

推進委員 そうのことね。最近変わったということね。

事務局 はい。

推進委員 私が法人の管理をしようとした頃はできなかったということね。であれば構いませんけど。

会 長 10年ぐらい前の話よね。そういうことでしょう。

推進委員 そうことです。10年前はできなかったんです。

会 長 10年前はできなかったということで、管理だけしとったと。

推進委員 その確認をしたかった。

会 長 了解しました。

ほかに何か御意見ございませんか。

田端委員、どうぞ。

○12番 熊本県農業公社の理事長の名前が載っているのと載っていないのと何か使い分けがあるんですか。

事務局 申し訳ございません。不備でございます。理事長の名前を本当は載せていましたけども、1番から6番のところが抜けておりました。申し訳ございません。

会 長 名前を言って。

事務局 中島豪理事長です。7番から13番の2枚目のほうにはあるんですけども、次のページにはあるんですけども、1番から6番のほうは載せておりませんでした。失礼

いたしました。

会 長 理事長、中島豪ですね。

事務局 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかに御意見ないようでございます。

それでは採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長 全員賛成と認めます。番号1番から6番については原案のとおり決定いたします。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

会 長 それでは、8ページをお願いします。

続きまして、番号7番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

10ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに安津橋がございまして、熊本甲佐総合運動公園がございます。今回の7番の申請地は、安津橋から西へ約1.1キロメートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号7番の相手方は認定農業者で、主に米、花、枝物の作付をされています。今回の申請地にも、柳などの枝物やイモの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号8番から番号11番は相手方が同一のため、一緒に審議したいと思います。

事務局

それでは、事務局から説明をお願いします。

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

11ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに緑川サービスエリアがございまして、南へ約600メートル圏内に5筆、このように点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号8番から11番の相手方は、御船町の認定農業者で、主に米、キャベツ、ジャガイモ、カボチャ、ブロッコリーの作付をされています。今回の申請地にもキャベツ、ジャガイモの作付を計画されておまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号8番から11番については原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号12番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋がございまして、田口橋から1.3キロメートル圏内に3筆、このように隣接、点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号12番の相手方は認定新規就農者となられる御予定の方で、現在は親子で主にイチゴの作付をされています。これまでも申請地には譲渡人であるお父様がビニールハウスを建ててイチゴの栽培をされております。今後は譲受人である子供さんに事業承継をされることになっております。今後もハウス内でイチゴの栽培をされ、効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成と認めます。番号12番については原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号13番について審議したいと思います。

この相手方は、4番委員の上田委員の親族です。参与の制限に該当しますので、上田委員は審議が終わるまで退席をお願いします。

(上田委員退室)

会 長

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに乙女小学校がございまして、乙女小学校から西へ約660メートルのところに2筆、隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号13番の相手方は認定農業者で、主に米、大豆、野菜の作付をされています。今回の申請地にも米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号13番については原案のとおり決定いたします。

上田委員の入室を認めます。

(上田委員入室)

5. その他

会 長

それでは、続きまして、その他に入ります。

報告事項の非農地判断について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

耕作放棄の農地が農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて、農地管

理部会により現地調査の上、判断をされたので御報告をしていただくものです。

会 長
事務局

それでは、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

前のスクリーンを御覧ください。

甲佐町の全図でございます。現在、甲佐町役場がこちらにございまして、緑川沿いに宮内方面に行きまして、六谷方面に坂谷川沿いに町道が入っておりますけど、この途中、右側の坂谷集落のところでございます。

ちょっと暗くて見えにくいんですが、こちらに町道が緑川のほうから通っておりまして、六谷のほうに行っております。その途中、右側、青が登記地目が水田、黄色が登記地目が畑となっております。

場所についてはこれで終わりますけれども、町道から主に右側、山のほうに向かっております。この町道から右端まで直線距離で約1キロほど、その谷沿いに非農地判断された場所があります。

場所につきましては以上でございます。

会 長
部会長

それでは、続きまして、現地の状況について農地管理部会の坂本部長から説明をお願いします。

管理部会長の坂本です。

それでは、説明します。

先月の7月17日に農地管理部会の上田委員、赤星委員、野口委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

今回の農地、非農地の判断対象農地は、大字坂谷字坂本及び上谷にある農地です。全部で87筆で、面積は4万1,282.91平米です。

農地の状況としては、山間部に位置し、周囲を河川と山に接しており、10年前の豪雨による大規模土石流で被災し、再び昨年の豪雨災害で被災したため管理が行き届かず、周囲の状況から見ても農地としての復元が著しく困難と認められる土地であるという判断に至ったことを報告いたします。

以上です。

会 長

ただいま農地管理部会長の坂本委員から現地の状況の報告。また、農地法第2条第1項の規定に照らし合わせた結果、農地に該当しないと判断したとの報告があったところです。

このことにより、農地に該当しないと判断したものについては、当農業委員会としましては非農地として判断した旨を各権利者、関係機関へ通知をいたします。

以上です。

以上で本日予定をされております議題は全て終了いたしましたので、事務局のほうへバトンをお渡しいたします。

推進委員

すいません、一つよかですか。今度の熊本地震で船津部落の数名の方が建て替え

られるそうです。元の宅地に家を建てられないということで、農地を除外してから宅地に申請をしなければならないと思いますが、建て替えないといけないので、数か月か1年以上かかると思います、申請しても。それを早めにできるか聞いてくれということで、説明をお願いします。

事務局長 農振に入っておけば外すのは時間がかかる。

推進委員 時間がかかるから、今のところは住めないということで、早く家を建てられるように申請をしたい。

事務局長 気持ちは分かりますけど、農振を外すのは県の許可になるけん、時間がかかるんです。

推進委員 今日、●●君が来てそう言われたけど、地震のなので早めにできることになったんじゃないかなですかね。

事務局長 そこまではまだ情報が来てないです。

推進委員 今日ちょっと●●君に聞いたんですよ。

事務局長 うちの農業委員会のほうには何も話はまだ来てないです。

推進委員 そうですか。それを聞いてくれということで。

事務局長 候補地があればですよ。

推進委員 候補地はあるとですよ。

事務局長 個別にうちのほうに来てもらおうと、ここは入ってる、入ってないというのがあるけんですね、そこら辺は早めに相談してもらったほうがいいですね。

推進委員 それを今日聞いてくれということだったので。

事務局長 場所が分からんと、そこが外れる、外れんというのが。

推進委員 場所はもう確保しとらすしかけん。

事務局長 それでも転用できんならどぎゃんもできん。外れんならどぎゃんもできんけんですね。

推進委員 そうですね。そこをどやんか聞いてきてと。

事務局長 個別にこの番地ですというのば聞いてから聞きなはったほうがよか。

推進委員 そうですか。

事務局長 地権者さんにはそういうふうに言ってもらっていいですか。

推進委員 分かりました。

会 長 今の件についてはそういうことで。

全て議題が終了しましたので、事務局のほうへバトンタッチします。

事務局長 これをもちまして、第5回定例農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

6 番

7 番